

法学部生各位

## 新型コロナウイルス感染症における授業欠席に関する取り扱いについて

法学部

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や、保健所から濃厚接触者と特定された場合は、法所定の手続きを行うことで、その間の取り扱いについて成績評価において不利にならないよう、当該科目の担当教員に配慮を願い出すことができます。

欠席配慮の手続きは下記の通りとしますが、欠席の取扱いの最終的な判断は、担当教員の判断によりますので注意してください。

### 記

	罹患者	濃厚接触者
オンライン授業	受講停止（※1）	受講停止は求めない（※2）
対面授業	出席停止	出席停止

※1

無症状あるいは軽症等の理由により、医師が特別に認め、学生本人も了承した場合のみ、学校保健安全法に定める出席停止期間中でも、リアルタイム配信授業およびオンデマンド授業を受講できるものとする。また、オンラインコンテンツの視聴可能期間が出席停止期間後まで続いている場合は、出席停止期間は原則通り受講停止とし、出席停止期間明けから受講を認めるものとする。

※2

隔離期間中は活動が制限されるため、受講停止は求めないものの、授業を欠席した場合は、配慮を求めることができるものとする。

### 手続きフロー

学生	法学部事務所	学生	法学部事務所	担当教員
治癒後、「学校における感染症治癒証明書」を法学部事務所に提出してください。	「感染症罹患による欠席届」をメールでお知らせします。	記入済みの「感染症罹患による欠席届」を法学部事務所に提出してください。	感染症罹患による欠席届を確認後、事務所から担当教員に配慮依頼をします。	

- ・新型コロナウイルス感染症については法学部事務所から担当教員へ依頼文書を送付します。
- ・医療機関の業務逼迫等の影響で、証明書をすぐに用意できない場合や濃厚接触者が配慮を求める場合は法学部事務所まで相談してください。
- ・証明書提出は郵送で受け付けますが、スキャナ取り込みしたファイルを添付したメールによる提出も可とします。この場合は、必ず Waseda メールを使用して連絡してください。

#### （郵送の場合）

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学法学部学務係 授業欠席申請担当宛

#### （メールの場合）

送信先：[law-students@list.waseda.jp](mailto:law-students@list.waseda.jp)

メールタイトル：「授業欠席の手続きについて（自身の学籍番号・氏名を記載）」